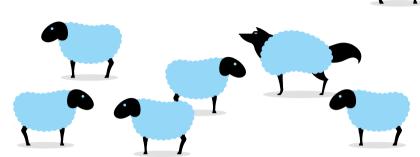
準課税制

改正のポイン 甲さえておこう



令和6年度税制改正で、法人事業税の外形標準課税制 度が見直されました。 その背景と、新たに見直された 外形標準のポイントを解説します。

することです。

もう1つは、地方税独自の課税

井上寧税理士事務所 税理士

井上 寧

標準なので、

都道府県が自主的に

調査決定できることです。

しかし、この制度の導入後、

次

となる重要な税制度です。 は法人事業税収の約5割を占めま 1%にも足りませんが、 今年度の税制改正により、 都道府県にとっては、 その税収 この

ておきましょう。

象とする「所得割」に加えて、

人の事業について、所得を課税対 のうち資本金が1億円を超える法

まずは、

その改正の背景を押さえ

制度に大きな改正がありました。

外形標準課税とは、

法人事業税

標準課税制度

る制度です。

対象法人は、

国内の全法人数の

「付加価値割」

「資本割」

が課され

税所得割の一部を振り替えるかた 外形標準課税制度は、 減少が止まらない対象法人数 法人事業

> 9 社)、 1・18%から0・76%へと、 べて約1万社の減少(1万998 平成18年度の2万9618社と比 と、令和2年度の対象法人数は、 形標準課税に関する状況」による 割合も減少しているのです。 事実、総務省ホームページ 全法人数に占める割合は 3 分 外外

(2) 1億円超法人の減少理由

ら1億円に減資しました。また、 善のため、 成27年に吉本興業は、 著名な会社を例にあげると、 資本金を125億円か 財務体質改 平 の2に減少しています。

導入されました。この新しい制度 スに対する応分の経費負担が発生 に着目して課税する、という趣旨 府県の行政サービスとの受益関係 1つは、法人の事業活動と都道 赤字の法人にも行政サービ 平成16年度に法人事業税に 2つの意義 どの影響による業績の悪化を受け В 化」などと呼ぶ向きもあります。 て減資を行なっています。 スカイマーク、 これらを「大企業の中小企 などが、 新型コロナウイルスな 毎日新聞社、

がありました。

の導入にあたっては、

けられます。 り、**図表1**のような優遇措置を受 にすると、税法上、中小法人とな で、減資して資本金を1億円以下 信用力は弱まっています。 べると、資本金に対する社会的な 測る基準の1つですが、以前に比 資本金は、会社の規模や実力を 一方

徴があります。 現況を俯瞰すると、 外形対象法人数が減少している 次のような特

の対象法人数が減少し続け、その 成18年度をピークに外形標準課税 のような課題が出てきました。平

数が増加している 資本金1億円ちょうどの法人

れます。 すが、なかでも資本金が1億円ち ょうどの法人数の増加が多くみら 対象とならない法人が増えていま 前述のとおり、外形標準課税

のなかに資本金以外の法人規模 が大きな法人が含まれている 資本金1億円ちょうどの法人

2

うになってきています。 上高)が大きな法人が含まれるよ 資本金1億円の法人のなかに、 (従業員数、 総資産、 規模の大

ちで、

中小法人の税制上の主な優遇措置 図表1

- ① 外形標準課税の対象外となる(外形課税対象になると、赤字でも法人事業 税の負担が発生)
- ② 法人税の軽減税率が適用される

大法人(資本金]億円超)

資本剰余金

図表2

項目振替型減

23.2%

中小法人(資本金1億円以下)

・所得年800万円以下の部分 15.0%

・所得年800万円超の部分 23.2%

- ③ 赤字が出たときは、最大 10 年間、繰越欠損金として翌事業年度に繰り越し て控除できる(繰越欠損金の控除)
- 欠損金が生じた場合、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開 始した事業年度の所得金額に繰り戻して、すでに納めた法人税から、欠損金 の分だけ還付を受けることができる(損金の繰戻還付)
- ⑤ 800 万円までの交際費を全額を損金算入できる(交際費課税の特例)

資本準備金

その他資本剰余金

外形標準課税の適用見直しのイメージ

貸借対照表

資本金(現行基準1億円超)

とみることができます。 の適用から外れる節税策にある の最大の目的は、 なわち、 標準課税制度 「大企業の中小企 外形標準課 の

1

大会社が各事業部門を分社化す

持株会社化される

資本金1億円以下に分社化

るわけです。

人税制を利用するようになってい

きな法人が、

減資により、

中小法

態に変わりはありませ

し後の適用ルール

「減資」への対応

に設定するケースです。子会社は

子会社の資本金を1億円以下 あるいは持株会社化する過程

企業グループとしての活動実

の対象から外れます

(1)

和6年度税制改正では、 その

> 行なわれました。 ような節税を目的とした 中小企業化」に対する見直

業

持する の要件は、

下で資本剰余金との合計額が10 た法人のうち、 度に外形標準課税の対象であっ 資本金1億円以 前事業年

「大企業 しが

具体的には、 外形標準課税の適用対象法人 資本金1億円超を維

ただし、当分の間、

2

課税の対象とする 億円を超えるものは、 外形標準

というものです。 なります。 きは、外形標準課税の対象法人と った場合、 った法人が 30日前に外形標準課税の対象であ されます。 後に開始する事業年度から適用 この改正は、 ②の基準に該当すると ただし、 「駆込み減資」 令和7年 令和6年3月 · 4 月 を行な 1 H

してルールを見直した点に いことから、 減資」を行なうケースが多 り替えている「項目振替型 に資本金を資本剰余金に振 人が多いこと、 億円以下に減資している法 今回 資本金1億円超から1 0 改 正 これらに対応 0) 会計上、 ポイ ント

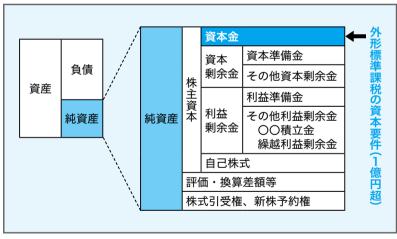
追加された基準

10億円

「資本金+資本剰余金」

標とする基準を導入し 資本剰余金の合計額」 ルールとし 金1億円超) てきたと考えられます。 として用いてきたことによ あります。 従来、 外形逃れの減資が生じ 改正前の基準 資本金のみを基準 て、 に対する追加 「資本金と (資本 を指 そ

〈参考〉株式会社の貸借対照表における資本金 図表3



(図表2)。

37

図表4 「前事業年度」に外形標準課税の対象法人だった法人の取扱い

区分	「当該事業年度」の資本金等の金額	外形対象
Α	資本金1億円超	0
В	資本金1億円以下、資本金と資本剰余金の合計額10億円超	0
С	資本金1億円以下、資本金と資本剰余金の合計額10億円以下	×

前事業年度に非外形法人であっても外形標準課税の対象となる例 図表5



図表6 資本金1億円以下の100%子会社 が外形対象法人となる要件



1 対 0 ŏ

題があります。 て企業グ を行なって 象外とな %子会社が外形標 ル 1 っていると いるにも プで関連 かかか する事業 準課 わら

ことにより、

親会社の

信用

だに基、

って100

%子会社をつくり、

そ

さらに、

企業の組織再

編を行な への対応

資本金を1億円以下に設定する

る 子会社を外形 ルール 定規模以 が創設されました。 £ 標準課税の の親会社の 1 0 0

X (2)

分になります。

新ルール適用前の駆込み減資

度に非外形法人であっ

7

ર્ષ્

減資への

対応とし

前事

業年

ただし、 なります。

新

ル

1

ル て、 適用

前

0

い駆込

ル

でまとめると、

図表4のよう

5の

ような

ケー

スです。

(3)

分社化

・持株会社化

改正後の外形標準課

税

の適用

ル

けられてい 標準課税の

・ます。

たとえば、

図表

金

対象とするケー

-スも設

、の対応

表

の資本金は前門図表3のような

ちなみに、

株式会社

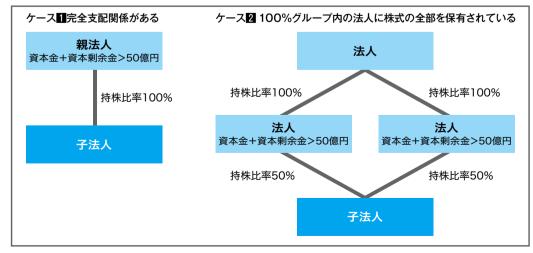
の貸借対照

場合は、 0) 対象法人となるというも В 法人等のうち、 える法人等の です の両方の要件を満たす の合計額が50億円を超 (図表6 外形標準課税 1 0 0 %子 次 の A と

В Α 超 金の合計額が2億円 資本金と資本剰余 資本金1億円以

は、 に れ する事業年 イ となる親法人と子 より、 ただし、 ます この 係は、 税 年 メージになりま な が講じられます 税負 · 4 月 お、 の対象となる法人に 新 図 表 7 組の 1日 新たに外 新 ル 今 度 1 ル 激変緩 回 苡 ル から適用 は、 0 後 0 ル 7.形標準 見直 法人 に開始 よう 0 令 対 和 بخ 和 措 0 象

新ルールの対象となる親子関係のイメージ 図表7



1

こうし た問 題 0) 対応として、 対象とす %

具体的には、 資本金と資本剰 余

子会社となっ する特例が設けられています。 は、 法に基づくM ま 買収 で、 外形標準課税の から5年経過する事業年 & た法 Aにより 仏等に 対象外と 1 つ 0 11 0 7

会計を専門に、吹田市内で中小企業を対象に会計・税務サポート いのうえ やすし 京都府庁で法人の税務調査に従事後、 独立。 を行なう。 クラウド

産業競争力強

化

企業実務 2024. 10